



90<sup>th</sup> SINCE 1929  
ANNIVERSARY

## JAPAN SKATING FEDERATION

Japan Sport Olympic Square, 4-2, Kasumigaoka-machi  
Shinjuku-ku, Tokyo 160-0013 JAPAN  
phone: +81 (0) 3 5843 0415 e-mail: info@skatingjapan.or.jp

PRESIDENT  
Akihisa NAGASHIMA

VICE PRESIDENT  
Shizuka ARAKAWA

SECRETARY GENERAL  
Yoshihito AMANO

令和元年 9 月 27 日

関係各位

公益財団法人日本スケート連盟 医事委員会  
委員長 酒井 宏哉  
アンチドーピング部会 部長 高野 量子

### 「DNS アイアン SP」(株式会社ドーム発売) 禁止物質混入サプリメントに関する注意喚起

2019 年 9 月 25 日付ドーム社発表資料によりますと、同社が 6 月に発売したサプリメントから WADA 禁止物質である下記の 3 種が検出されたとのことです。

- ・ DHEA
- ・ 5(6)androstene-3b,17b-diol
- ・ 5androstene-3b,17a-diol(WADA が禁止物質に準ずるものとして指定)

これらの物質はすべて禁止表 S-1 に分類される非特定物質であり、検査によりこれらの物質が検出された場合、非常に重いペナルティーを科せられる可能性があります。

同社ではサプリメント認証を受けるため英国の検査機関に製品分析を依頼中に上記の物質の混入が発覚したとのことですが、既に販売は行っており市中に出回っているとのことです。混入の原因は不明であるとのことですが、医薬品では検査前に発売することは当然あり得ず、サプリメントという‘食品’のため、こういった状況が発生しています。日本スケート連盟では以前よりサプリメント使用に関して警鐘を鳴らし続けております。

今回、同社では購入者にサプリメントの返金をうたっております。

ですが、もし購入して既に使用している選手がいた場合、すぐに使用を中止した上で他の人も含め誤って使用しないような場所に保管をしておいてください。なぜなら、もし検査でこれらの物質が検出された場合、残ったサプリメントを提出することで、禁止物質が体内に入った経路を特定する手助けとなるからです。

残念ながら検出された場合はペナルティーをまぬかれることはできないと思われま

す。しかし、禁止物質がこのサプリメントを使用したことによると証明できれば、ペナルティーを軽減できる可能性があります。

なお、このような事例は再び発生する可能性があります。「競技者には自分で摂取するものに関して責任を持つこと」が競技者の役割及び責務として WADA 規定にも明記されております。厳しい義務ではありますが、その義務の不履行によりドーピング違反を問われないよう、自分で使用した薬を細かく記録し、資料を保管することを強く推奨します。

サプリメントの使用を考える時、今回の禁止物質混入の事例を見た上で、必要性を今一度考慮してください。

以上